

平成 30 年 9 月 14 日

グランティア株式会社  
代表取締役 佐瀬 隼平 殿

東京都港区三田 1-7-1-1608  
首都圏青年ユニオン連合会  
執行委員長  
書記長 谷 悦寛  
組合員

## 団体交渉申入書

平成 30 年 8 月 20 日付「通知書」にてお伝えしていました期限を随分経過しておりますが、いまだに貴社より何らの回答及び組合員に対する入金の確認がとれておりません。先般お伝えしました通り、当労働組合は貴社における労働組合法上の組合となりますので、貴社は当労働組合より団体交渉等の要求を行った場合はこれに応諾する義務が生じ、各種要求についても随時検討を行い、遅滞なくご回答を頂く義務を要しております。しかし、貴社の前回の通知書以降の対応は非常に不誠実であり、義務に反しております。早急に回答または組合員に対しお振込みを要求します。

さて、当労働組合は貴社に対し、貴社のハラスメント規定によって引き起こされた精神的苦痛により退職したことに伴う再就職までの賃金相当額及び慰謝料等として金 200 万円を組合員に支払うよう要求しております。つきましては、本件解決のため、労働組合法第 6 条による団体交渉を下記のとおり申入れますので、その諾否につき 5 日以内に書面もしくはメール（ ）にてご回答ください。なお、団体交渉の日程等について事前に協議することはやぶさかではございません。

先般お伝えしました通り、今回の貴社の不誠実な対応により、労働基準監督署へ申告・指導要請及び報道機関に対し公表する組合活動を行うことが決定しましたのでご了承ください。尚、組合員個人の意向としては、貴社が早期解決の意思がある場合に限り、和解をし、当労働組合による外部機関への働きかけ等について、自粛するよう求められておりますので、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。

### 記

- 1 日 時：平成 30 年 9 月 20 日（木）もしくは 9 月 21 日（金）18 時から
- 2 場 所：貴社内会議室または貴社近隣の会議室
- 3 出席者：貴社：問題解決権限を有する役員等  
当組合：労働組合法第 6 条による関係者
- 4 団交案件：
  - ① 講習受講費用の支払い義務に関し不存在について
  - ② 退社したことに伴う人員確保費用の支払い義務に関し不存在ことについて
  - ③ ハラスメント規定による精神的苦痛等により退社したことに伴う再就職までの賃金相当額及び慰謝料等の支払要求について